

だんだん 第18号



我が師たち

医師 高村 睦代

「どうも集中力が続きません。簡単な計算間違いをすることもあります。」(後遺症のせいでしょう。疲れないよう休憩をしながら行つて下さい)。「発症前に比べて、なんだか音痴になりました。」(え？音痴？それも後遺症かもしれないですね。でも、生活に支障はないですよね)。「コピーをとって、原本をそのまま忘れて置いてきてしまいました。」「自動販売機でお釣だけ取って、買った物を取り忘れてしまいました。」(多くの人がそんな経験をしていますよ。気にしないで。)

患者Aさんとのやりとりの一部です。Aさんは八年前に脳内出血を発症して運び込まれました。当時、脳外科医だった私は担当医として二度の手術に携わり、社会復帰を目指して更に専門のリハビリテーション病院に転院

されるのを見送ったのでした。その後Aさんは元の職場に復帰され、縁あって現在は私の外来に通院されているのです。

現在の主な症状は、軽度の左不全麻痺と高次脳機能障害です。高次脳機能障害とは、教科書的には思考、記憶、学習、注意といった人間の脳にしか備わっていない次元の高い機能が、脳の損傷によって故障する、あるいは失われる障害をいいます。極端な例を示すと、洗濯機やテレビの使い方が分からない。箸が使えない。長年住んでいる自分の家の間取りを忘れる。鉛筆を見ながら「消しゴム」と言う。ボールペンで髪をとかさうとする...等。しかし、Aさんの後遺症は検査の数値では出てこない程度のものでした。正直言えばそんなに気にしていなかったのです。しかも、普通の人以上に色々なことに挑戦され、成果を収めておられたので。そんな私の心の内を知ってか知らずか、Aさんは診察時に様々な興味深い情報を持って来られました。高次脳

機能障害について講演会の案内を頂き、出かけたこともありです。私としては勉強不足を思い知らされるようで、何とか良いアドバイスを出来るようにという気持ちばかりが、先にありました。

ところが先日、Aさんが同じような疾患を煩い、左不全麻痺と高次脳機能障害が残存した医師が書いた体験記をなれば強引に貸して下さいました。それを読んで初めて、一見大した症状に見えないことにAさんがどれだけ悩み、傷ついていたか、そしてそれを何とか知らせたかったことに気付いたので。発症当時二才だったAさんの一番下の子供さんは、すでに小学四年生にもなっています。その間脳卒中の再発予防にばかり目がいき、Aさんときちんと向き合っていなかった私にAさんが一番伝えたかったことは、気持ちを共有することだったのでないでしょうか。

Aさんだけでなく、患者さんから教えられることは大変多く、私自身の人生を振り返る機会を与えてもらっています。



家族会報告

老人家族会

平成十六年九月十九日開催

家族会・御家族・今昔

看護部長 郷原早苗

こなんホスピタルは、湖南病院時代から、二十七年目に入りました。色々な方々と触れ合せて頂きました。今回は印象に残っている方々のお話をさせて頂きたいと思います。

十五年前の事です。「私は、この人を父親とは思っていないので、いつさい関わりませんから」激しい息子さんの言葉にたじろぎ、いったいこの親子にどんな歴史があったのだろうか？と心を痛めながら、肺炎で入院された高齢のI様のお世話をしました。言葉どおり、衣類を持ってきてても、声をかける事はおもろろん、顔を見る事もなく帰られる状況でした。私達はその点については全く触れず、病状等をお伝えしました。高齢の為病気は長引きましたが、軽快に向かってきた入院後二ヶ

月目頃から、息子さんの表情が変わってききました。「もう少し良くなったら、家に連れて帰ってやりたい」等と話されるようになりました。残念なことに、I様はしばらくして急変され亡くなりました。息子さんは「父は亡くなりましたが、この入院期間で親子の感情を取り戻すことが出来ました。今は父に感謝しています」と話されました。患者様は長い歴史の中で、様々な人間関係を背負って入院して来られます。優しい関係になって頂くお手伝いが出来ればと、人の感情は変わると信じています。「かけがえのない自分の人生をそのまま受け取れない自分がある」という言葉を思い浮かべました。

H様の息子さんは、賢く、凛としていたお母さんの痴呆がどうしても受け入れられませんでした。御夫婦でいらっしゃっても面会は奥様のみ。家族会ではこれまでの大変だった事、今でも腹が立つて手が出る事もあると、そんな自分を反省しておられました。一年毎にH様の痴呆は徐々に進行し、お体も弱ってこられました。その経過の中で息子さんはゆくりとお母さんの痴呆を受け入れて行かれました。家族会では母親の痴呆が受け入れられるまでの心の変遷を他の御家族に話して下さいるまでになられました。「父親に早く死んで欲しい」と話された若い息子さんに対して、「必ず気持ちが変わりますよ」と話しておら

れた姿が心に残っています。

御主人を早くに亡くされ女手一つで息子さんお二人を育てられたJ様。毎日来られる息子さん達と職員は非常に親しくなり、室温の事、枕の位置の事等その場で意見を言っただった事は非常に参考になりました。家族会の中でも病院への要望をきちんと言っただり他の参加者の意見も出やすいように進めて下さいました。家族会には必ず顔を出して下さる息子さんは、十年以上前の家族会で櫻井理事長が話された「病院の中の常識と、社会の常識は違います。どうか色々な意見を出して頂いて、一緒に病院を造って行きたいと思えます」という言葉を今でも覚えておられるそうです。今でも忘れてはいけな事だと思いました。さつそく十二月十九日が老人家族会です。たくさんの方々のお参加お待ちしております。



だんだん



さわやか会

平成十六年十月十六日開催

介護福祉士 曾田 晶子

十月十六日(土)にさわやか会が午後から開催され、当事者二名を含め多数の家族の方の出席がありました。

まず初めに、精神科デイケアふれんずの遠藤看護師よりデイケアについて、デイケアの役割・機能・活動の意味など話されました。又、病院を退院され地域に戻られる事を結婚に例えると、地域(相手)には家庭、作業所、援護寮と(候補)があり、デイケアは、それら地域への仲人役と考えられると話され、デイケアは、多職種で行うチーム医療であり、利用者の社会参加がスムーズに図れる為に、家族の方を含め連携、情報交換は不可欠であり、「今、生活支援者として何ができるのか」というのが課題であると話されました。

そのあと、当事者を交えて日頃思っている事など話になり、当事者より、「デイケアに通っており、社会参加を目指している。一日出ていると時間も忘れる。友人と話もできる。職員から元気をもらう」またもう一人の方は、「皆が優しく話せるようになった。今は楽しい、気持ちが楽になった」と前向きな意見

が聞かれました。ある一人の当事者については、デイケアに通い始めるまでに長い期間かかり、通われるまで決まった時間に電話をかけ合い連絡をとったり、家族等色々な方の支援があり通われるようになり、今では「他人の気持ちを考えることができる程落ち着いてきました」と家族の方が話されました。又他の家族の方も、デイケアに通い始めて気持ちに変化が見られるようになり、「どういう所へ行ったら自分が生かされるのか」などと前向きになっていく。又、出かけたくはないが話し相手は欲しい様子だが今一歩踏み出せない。そして、ただ社会に出ることだけが社会参加ではない、社会に出た本人は、実際、窮屈してるかも知れないが、親としては良くないとついつい期待してしまう。本人の窮屈さを察知、折り合いも考えなければ。という意見も上がりました。又、最後に家族の方が、「親も楽天的になるというか、たまには温泉行ったりして気分転換を図らないと本人も親もしんどくなる。なってしまったことはしょうがない...。」と意見を述べられその意見を聞いて、納得、安堵された家族の方が多かったと思います。

今日は、当事者の方を含め、多数の家族の方の貴重なお話、心暖まる話を聞かせて頂きありがとうございました。今後の現場での看・介護に生かせる様努力したいと思います。



次回お知らせ

さわやか会

1月15日(土)

午後1時30分開催予定

老人家族会

12月19日(日)

午後1時30分開催予定

多数の参加をお待ちしています



One Point
Advice

ワンポイントアドバイス

障害者控除について

精神保健福祉士 稲田昌史

障害者控除とは、次の本人が障害者である場合または障害者である控除対象配偶者・扶養親族がいる場合に一定の金額を所得から控除する制度です。

*控除対象配偶者・扶養親族の所得要件
控除対象配偶者・扶養親族に該当するためには、その年の所得が三十八万円以下である必要があります。

■ 障害者とは

次のいずれかに該当した場合は、一般の障害者になります。

(1) 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定によって、知的障害者と判定された人（重度の場合は、特別障害者）

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害者等級が一級の場合には、特別障害者）

(3) 身体障害者福祉法の規定によって交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている人（一級又は二級の人は、特別障害者）

(4) 精神又は身体に障害のある年齢が満六十五歳以上の人で、その障害の程度が障害者に準ずるものとして、市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人（特別障害者に準ずる人を除く）

(5) 原子爆弾被害者として厚生労働大臣の認定を受けている人。

(6) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人。

(7) 精神又は身体に障害がある年齢が六十五歳以上の人で、その障害の程度が上記(1)、(2)、(4)に掲げる人に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人。

(8) 戦傷病者特別援護法の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている人。

（障害の程度が恩給法に定める特別項症から第三項症までの人を除く）

次のいずれかに該当した場合は、特別障害

者になります。

(1) 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある人。

(2) 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定によって、知的障害者と判定された人で、重度の知的障害者と判定された人。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、障害者等級が一級の人。

(4) 身体障害者福祉法の規定によって交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている人で、障害の等級が一級又は二級の人。

(5) 精神又は身体に障害のある年齢が満六十五歳以上の人で、その障害の程度が特別障害者に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人。

(6) 戦傷病者特別援護法の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている人で、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第三項症までの人。

(7) 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定によって厚生労働大臣の認定を受け

だんだん

ている人。

(8)その年の十二月三十一日において、引き続き六カ月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人。

*介護保険法により要介護認定と障害者控除所得税法上、障害者控除の対象となる障害者は、右記のとおり限定されています。従って、要介護認定だけでは、障害者控除を受けることはできません。ただし、市町村によっては、要介護者に「障害者控除対象者認定書」を交付している所があり、この場合は障害者控除を受けることができます。要介護5で右記の一般の障害者の(4)、(6)、(7)、特別障害者の(5)、(8)と同等の障害と思われる人は、各市町村の福祉課の窓口でご相談ご確認ください。

■障害者控除の金額

障害者控除で控除できる金額は次のとおりです。

- 一般の障害者 一人につき、二十七万円
- 特別障害者 一人につき、四十万円

行事報告



11月13日に文化祭を開催しました。
地域の方も多数御参加下さり、楽しいひと時を共に過ごしました。



お・知・ら・せ

アルコール家族教室

毎月第4木曜日午後1時30分～3時30分
4Fふれあいルームにて開催！

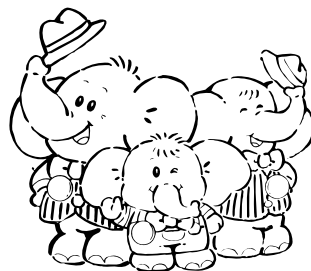
ご家族を対象に病気の学習や悩み事について話し合います。

病気の回復には家族の方の協力が不可欠です。

初めての方もお気軽にご参加下さい。

お待ちしております。

相談員 稲田 昌史
星野 里佳



寄稿 募集中!

こなんホスピタルの病棟・外来等との関わりの中で感じられたことや日常生活の中でのちょっとした想い等、皆様から寄稿していただければ幸いです。
(本名・匿名どちらでも受け付けます。)

女性アルコールミーティング

やすらぎ会

毎週第1土曜日 午後2時～4時
4Fふれあいルームにて

都合により日程は変更する事があります。

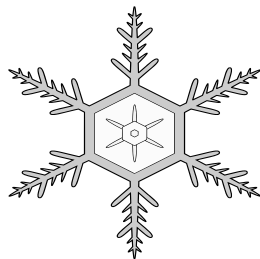
第19号

3月
発行予定

医療法人 同仁会
こなんホスピタル
編集委員会

平成16年12月15日発行
<http://www.doujinkai.jp>
TEL.0852-66-0712 (代)

印刷 土江明文社



編集後記

今年も残すところ後一カ月となりました。皆様にとって今年はどうな一年だったでしょうか？ 今年も、相次ぐ台風の奇襲、新潟での地震と天災に見まわられた一年でした。来年は穏やかな一年であって欲しいものです。

当院では「文化祭」が十一月十三日に開催され近隣から多くの皆様に参加して頂きました。ありがとうございました。